

松江市庁議設置規則等の一部を改正する規則

(松江市庁議設置規則の一部改正)

第1条 松江市庁議設置規則（平成17年松江市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(構成)</p> <p>第2条 庁議は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(18)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 庁議は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) ガス局長</u></p> <p><u>(6)～(19)</u> 略</p> <p>2 略</p>

(松江市職員の児童手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 松江市職員の児童手当の支給に関する規則（平成17年松江市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分はこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																		
<p>(認定者等)</p> <p>第2条 認定者は、次の表に掲げるとおりとし、認定に関する事務及び児童手当の支給に関する事務の取扱機関(以下「認定事務取扱機関」という。)は、当該職員の給与の支給に関する事務の取扱機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の所属区分</th> <th>認定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の所属区分	認定者	略		上下水道局	上下水道事業管理者	略		<p>(認定者等)</p> <p>第2条 認定者は、次の表に掲げるとおりとし、認定に関する事務及び児童手当の支給に関する事務の取扱機関(以下「認定事務取扱機関」という。)は、当該職員の給与の支給に関する事務の取扱機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の所属区分</th> <th>認定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>ガス局</td> <td>ガス事業管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の所属区分	認定者	略		上下水道局	上下水道事業管理者	ガス局	ガス事業管理者	略	
職員の所属区分	認定者																		
略																			
上下水道局	上下水道事業管理者																		
略																			
職員の所属区分	認定者																		
略																			
上下水道局	上下水道事業管理者																		
ガス局	ガス事業管理者																		
略																			

(次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第3条 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年松江市規則第281号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分はこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">上下水道事業管理者</td> <td style="width: 50%;">上下水道事業管理者が任命する職員</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;"></td> <td style="border: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員			略		<p>次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">上下水道事業管理者</td> <td style="width: 50%;">上下水道事業管理者が任命する職員</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">ガス事業管理者</td> <td style="border: 1px dashed black;">ガス事業管理者が任命する職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員	ガス事業管理者	ガス事業管理者が任命する職員	略	
略																	
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員																
略																	
略																	
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員																
ガス事業管理者	ガス事業管理者が任命する職員																
略																	

(松江市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第4条 松江市法令遵守推進条例施行規則（平成21年松江市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(対策責任者)</p> <p>第8条 職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図り、不当要求行為等に対し組織的に対処するため、法令遵守</p>	<p>(対策責任者)</p> <p>第8条 職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図り、不当要求行為等に対し組織的に対処するため、法令遵守</p>

<p>対策責任者(以下「対策責任者」という。)を置く。</p> <p>2 対策責任者は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>対策責任者(以下「対策責任者」という。)を置く。</p> <p>2 対策責任者は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) ガス局総務課長</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> 略</p> <p>3・4 略</p>
--	---

(平成 22 年度等における松江市職員の子ども手当の支給に関する規則の一部改正)

第 5 条 平成 22 年度等における松江市職員の子ども手当の支給に関する規則（平成 22 年松江市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分はこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																		
<p>(認定者等)</p> <p>第 2 条 認定をする者(以下「認定者」という。)は、次の表に掲げる職員の所属区分欄の区分に応じ、それぞれ当該認定者欄に掲げる認定者とし、認定に関する事務及び子ども手当の支給に関する事務の取扱機関は、当該職員の給与の支給に関する事務の取扱機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の所属区分</th> <th>認定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>水道局</td> <td>水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の所属区分	認定者	略		水道局	水道事業管理者	略		<p>(認定者等)</p> <p>第 2 条 認定をする者(以下「認定者」という。)は、次の表に掲げる職員の所属区分欄の区分に応じ、それぞれ当該認定者欄に掲げる認定者とし、認定に関する事務及び子ども手当の支給に関する事務の取扱機関は、当該職員の給与の支給に関する事務の取扱機関とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の所属区分</th> <th>認定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>水道局</td> <td>水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>ガス局</td> <td>ガス事業管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の所属区分	認定者	略		水道局	水道事業管理者	ガス局	ガス事業管理者	略	
職員の所属区分	認定者																		
略																			
水道局	水道事業管理者																		
略																			
職員の所属区分	認定者																		
略																			
水道局	水道事業管理者																		
ガス局	ガス事業管理者																		
略																			

(平成 23 年度における松江市職員の子ども手当の支給に関する規則の一部改正)

第 6 条 平成 23 年度における松江市職員の子ども手当の支給に関する規則（平成 23 年松江市規則第 81 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分はこれに対応する改正後欄に掲

げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
(認定者等) 第2条 認定をする者(以下「認定者」という。)は、次の表に掲げる職員の所属区分欄の区分に応じ、それぞれ当該認定者欄に掲げる認定者とし、認定に関する事務及び子ども手当の支給に関する事務の取扱機関は、当該職員の給与の支給に関する事務の取扱機関とする。		(認定者等) 第2条 認定をする者(以下「認定者」という。)は、次の表に掲げる職員の所属区分欄の区分に応じ、それぞれ当該認定者欄に掲げる認定者とし、認定に関する事務及び子ども手当の支給に関する事務の取扱機関は、当該職員の給与の支給に関する事務の取扱機関とする。	
職員の所属区分	認定者	職員の所属区分	認定者
略		略	
水道局	水道事業管理者	水道局	水道事業管理者
		ガス局	ガス事業管理者
略		略	

(松江市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第7条 松江市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年松江市規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分はこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

略		略	
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が 任命する職員	上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が 任命する職員
		ガス事業管理者	ガス事業管理者が任命 する職員
略		略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。